

四日市市感染症予防計画の 中間見直しについて

令和 8 年 1 0 月 6 日 (火)

四日市市保健所



四日市市感染症予防計画の中間見直しについて

- ・国の「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下、基本指針）」について、感染症法の改正により一部事項において3年ごとの中間見直しが新設された（令和9年4月が施行後3年目となる）。
 - ・四日市市感染症予防計画は、感染症法の規定により基本指針に基づき令和6年3月に策定されており、基本指針が変更された場合は、予防計画の内容を再検討する必要がある。
- ⇒四日市市感染症予防計画においては、計画の実効性を高めるため、「概ね3年ごとに分析や評価を行い、必要があると認める場合は速やかに改定を行う」ものとしていることから、策定後3年目となる令和9年3月に向けて、中間見直しを行いたい。

N o	基本指針の項目	都道府県	保健所設置市	四日市市
1	感染症の予防の基本的な方向	△	－	－
2	感染症の発生の予防、まん延の防止のための施策	○	○	○
3	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究	○	△	○
4	病原体等の検査の実施体制、検査能力の向上	○	○	○
5	感染症に係る医療提供体制の確保	○	－	－
6	感染症の患者の移送のための体制確保	○	○	○
7	宿泊施設の確保	○	△	○
8	外出自粛対象者等の環境整備	○	○	○
9	感染症の予防・まん延防止のための総合調整・指示の方針	○	－	－
10	感染症対策物資等の確保	△	－	－
11	感染症に関する啓発、知識の普及、感染症の患者等の人権の尊重	△	△	○
12	感染症の予防に関する人材の養成、資質の向上	○	○	○
13	感染症の予防に関する保健所の体制確保	○	○	○
14	緊急時における感染症の発生の予防、まん延の防止、病原体の検査の実施、医療の提供のための施策	○	○	○

改正感染症法より

基本指針のうち、第4、第5、第7、第8、第12、第13及び第14に掲げる項目については少なくとも3年ごとにそれ以外の項目については少なくとも6年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

※予防計画において、必須の事項は○で、任意の事項は△で示しています。

(1) 「基本指針」の中間見直しについて

厚生労働省は、令和8年6月10日（水）に厚生科学審議会感染症部会を開催

→新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえて行われた前回の改正（令和6年4月1日）以降、新たなパンデミック発生等の大きな変化が認められないことから、中間見直しについて、他法等の整合性を図るための軽微な修正にとどめ、**「概ね現行どおり」**とする方針を決定した。

(2) 市予防計画策定以降の本市の状況について

- ・ 令和8年4月～新たに衛生検査センターを供用開始し、**市直営による検査能力を保有**
（現行の市予防計画では、市直営による検査能力は保有しておらず、衛生検査センターの供用を念頭に「将来的な検査体制の拡充」として記載）
- ・ 三重県感染症予防計画が令和6年3月に改定され、「宿泊施設の確保」に係る数値目標が示された
（現行の市予防計画では、「三重県感染症予防計画に準じて令和6年度に追記」と記載）

国の「基本指針」は現行どおりとされた一方、本市の状況は令和6年3月以降、上記のとおり変化があったことから、

第4 病原体等の検査の実施体制、検査能力の向上

第7 宿泊施設の確保 について、市予防計画を改定する。

中間見直し① 第4 病原体等の検査の実施体制、検査能力の向上

- 令和8年4月より、衛生検査センターが供用を開始し、市保健所直営による検査能力を保有したことから、衛生検査センターにおける検査の実施体制について記載するとともに、検査の実施能力に係る数値目標を設定する。

検査の実施体制

- 市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、三重県感染症対策連携協議会等を活用し、衛生検査センターや保健環境研究所、医師会、医療機関、大学及び民間検査機関等との役割分担を明確にした上で、それぞれに連携を図りつつ、病原体等の検査体制を推進する。

平時からの体制整備

- 市は、衛生検査センターが新興感染症の流行初期から検査を担うことを想定し、十分な試験検査機能を発揮できるよう、平時から計画的な人員の確保を行うとともに、研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じて、自らの試験検査機能の向上に努める。
- 新たな感染症発生の公表から3ヵ月後を目途に「四日市市初期PCR検査センター」を設置するため、平時から計画的な準備を行うほか、流行初期以降における保健所の検体採取（集団検査）についても迅速に検体採取体制が構築できるよう、実践的な訓練を実施する。

数値目標	流行初期（初動対応） （発生公表後1か月以内に対応）		流行初期以降 （発生公表後6か月以内に対応）	
検査の実施能力	市保健所における 核酸検出検査件数	30件/日	市保健所における 核酸検出検査件数	60件/日
検査機器数	市保健所	1台	市保健所	2台

・ 宿泊施設の確保について、三重県感染症予防計画に記載の数値目標を転記する。

< 参考 > 宿泊施設の確保居室数（三重県感染症予防計画より転記）

数値目標	流行初期（初動対応） （発生公表後 1 か月以内に対応）		流行初期以降 （発生公表後 6 か月以内に対応）	
	目標項目の説明	目標値	目標項目の説明	目標値
		参考値		参考値
宿泊施設の 確保居室数 （県全体）	検査等措置協定 等に基づく宿泊 施設の確保居室数	64室	検査等措置協定 等に基づく宿泊 施設の確保居室 数	665室
		参考値(2020年5月) (新型コロナウイルス 感染症対応時における 実績値)		参考値(2022年3月) (新型コロナウイルス 感染症対応時における 実績値)
		64室		665室

※ 宿泊調整は県全体での調整となることから、市内宿泊施設の居室数ではなく、県全体の居室数を転記する。

令和8年

10月6日

第1回三重県感染症対策連携協議会 報告

令和9年

～2月中旬

第2回四日市地域救急医療対策協議会 報告（中間見直し最終案）

3月上旬

四日市市地域保健運営協議会 報告（中間見直し最終案）

//

四日市市議会教育民生常任委員会 報告（中間見直し最終案）

3月下旬

四日市市感染症予防計画改定



参考：四日市市感染症予防計画のポイント① 感染症対策における連携強化

●三重県感染症対策連携協議会への参画

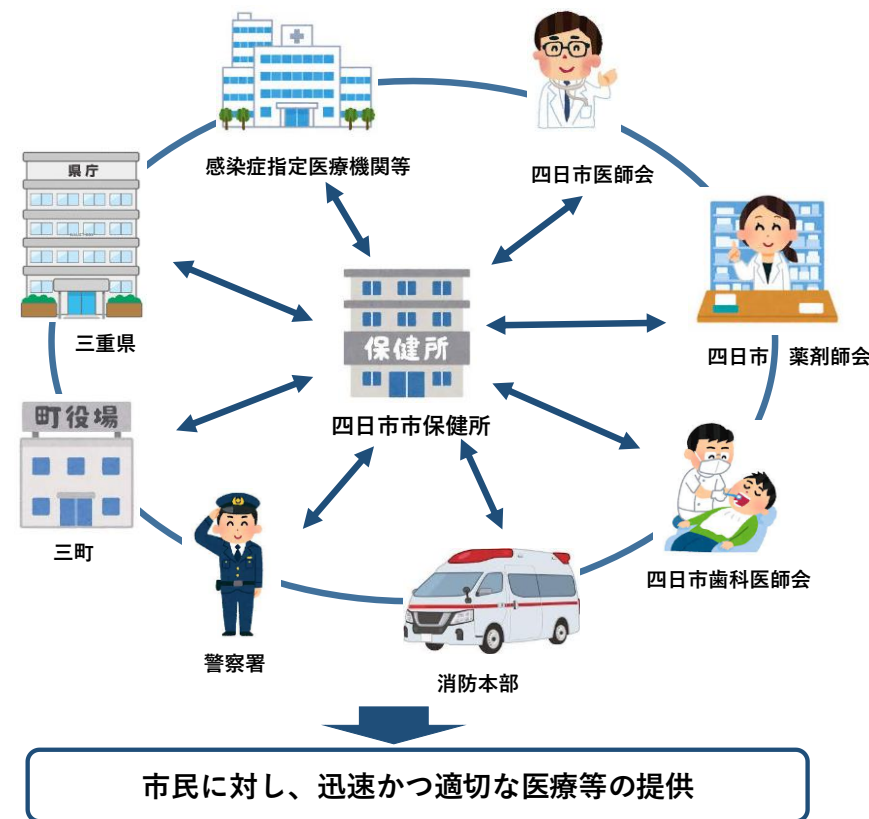
- ・三重県感染症対策連携協議会への参画を通じて、県および関係機関と平時から情報を共有し、連携を推進

●四日市市保健所としての連携体制の構築

- ・保健所設置市として、平時から医療・警察・救急・行政関係者との連携体制を構築
- ・感染症予防計画の圏域（三泗地区）と保健所管轄区域（四日市市）の相違に対応した連携体制を構築
⇒四日市地域救急医療対策協議会を活用し、平時から感染症に係る情報を共有し、連携を推進

四日市地域救急医療対策協議会構成員

- | | |
|---------------|-----------|
| ・四日市医師会 | ・四日市市消防本部 |
| ・四日市歯科医師会 | ・菰野町消防本部 |
| ・四日市薬剤師会 | ・三重県 |
| ・三重県立総合医療センター | ・三重県桑名保健所 |
| ・市立四日市病院 | ・菰野町 |
| ・四日市羽津医療センター | ・朝日町 |
| ・三重北医療センター | ・川越町 |
| ・菰野厚生病院 | ・四日市市保健所 |
| ・四日市南警察署 | |
| ・四日市北警察署 | |
| ・四日市西警察署 | |



参考：四日市市感染症予防計画のポイント② PCR検査の迅速な検査体制の構築

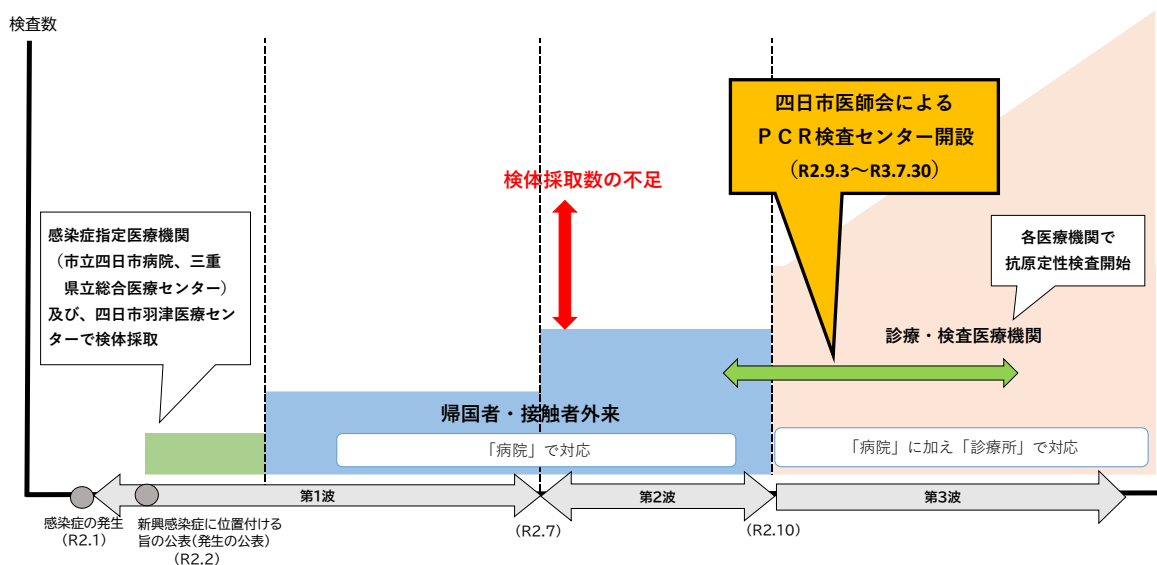
新たな感染症が発生した際に、早期の段階から検査を円滑に実施できるよう、四日市医師会と市保健所が協力して、ドライブスルー方式による「四日市市初期PCR検査センター」を設置

1. 概要

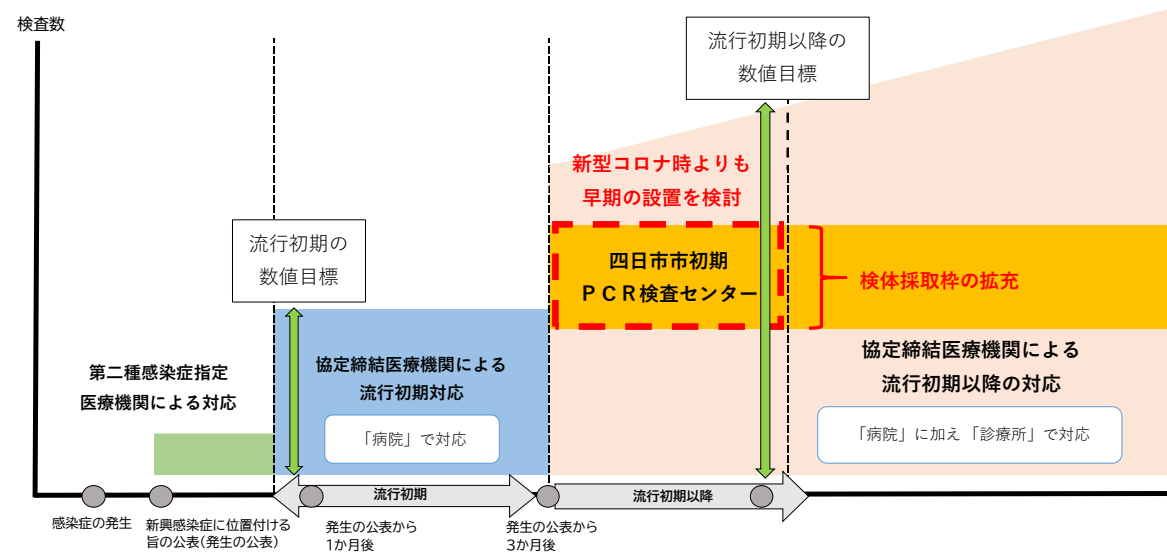
- ・感染症のまん延防止に備え、新たな感染症発生公表から3ヵ月後を目標に、「四日市市初期PCR検査センター」を設置
- ・ドライブスルー方式の採用により、有症状者と医療従事者の接触を最小限に抑えつつ、短時間で円滑に検体採取を実施

2. 設置時期

○新型コロナウイルス感染症発生時（発生から7ヵ月後）

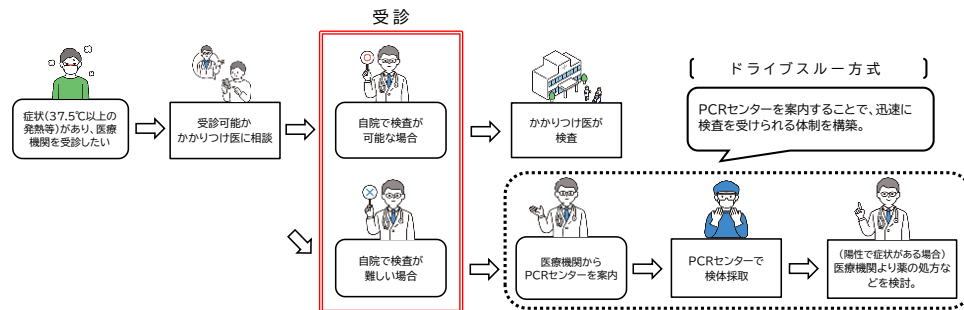


○今後の新興感染症発生時（発生から3ヵ月後）



3. 検査実施の流れ

○症状（37.5℃以上の発熱等）があり、医師が検査を必要と判断した人が対象



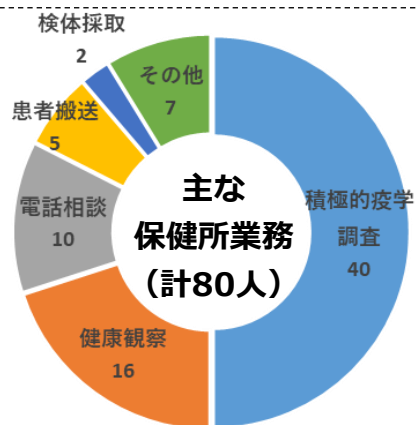
参考：四日市市感染症予防計画のポイント③ 保健所の体制強化

- ・市民の健康を守るため、迅速かつ適切な感染症対応を行うための体制構築
- ・新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえた、保健所業務のひっ迫回避対策

●統括保健師の配置

- ・健康危機管理を含めた地域保健施策について、統括的なマネジメントを実施

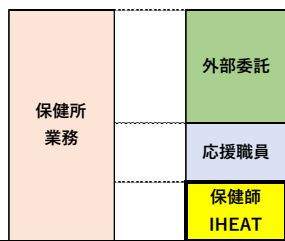
●I H E A T 要員、応援職員の確保



保健所の感染症対応業務を行うために必要な人員数

第6波時の1日あたりの最大陽性者数（178人）に対応できる応援体制（動員者数合計80人）が必要

- ・保健所業務を支援する**外部専門職員（I H E A T 要員）**を確保
- ・全庁的な**応援体制**を構築



保健所職員がコア業務に集中して従事

●外部委託、I C T の活用による保健所業務の効率化について、平時から検討・整備

【外部委託】

- ・コールセンター
(受診相談、重症化リスクの低い患者に対する自宅療養フォロー)
- ・移送業務
- ・派遣職員による保健所業務支援

【I C T の活用】

- ・H E R - S Y S による健康観察の実施
- ・S M S 配信サービスを活用し、自宅療養者へ速やかに療養生活に関する情報を伝達
- ・ロゴフォームを活用した患者情報等の把握

【医療機関の協力】

- ・体調変化を早期に把握するため、パルスオキシメーターを医療機関から配付

●物資等の確保

- ・感染症対策物資等について、平時から計画的に備蓄